

広島地方最低賃金審議会

令和3年度 第1回

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 録

広 島 労 働 局

広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回 広島県はん用機械等製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年9月29日（水） 12時55分～14時02分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

井上道部会長、井上周子部会長代理

【労働者代表委員】

国友委員、田村委員、藪本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、川本委員、巢守委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
山崎監察監督官、森川給付調査官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県はん用機械等製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川補佐

それでは、ただ今から第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは、当専門部会名を略して、はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計8名の委員にご出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきまして、去る9月15日から21日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は初回ですの

で、議事に先立ちまして各委員をご紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順にご紹介をさせていただきます。

(専門部会委員の紹介)

○吉川補佐

ありがとうございました。続きまして、労働基準部長の山口よりご挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、本専門部会の委員にご就任いただき、また、第1回目の専門部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この現在適用されております最低賃金の時間額でございますが、935円ということではありますが、今年度も労働協約締結当事者より、改正の申し出がございまして、本日より皆様方に具体的に調査審議をお願いするということになった次第でございます。よろしくお願いたします。ご承知の通り、特定最低賃金は地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致の議決を目指してご審議をお願いできればと思っております。また、日程調整につきましては、皆様方にご無理をお願い申し上げているところでございますが、是非、年内発効ということを目途に審議に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。宜しくお願いします。

○吉川補佐

次に、続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○吉川補佐

それでは、ここでお手元の「特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料」の共通資料というのがございますが、No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますのでご承知おきください。

それでは、議事に入らせていただきます。議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから

委員が選挙することとされております。公益代表委員には、あらかじめご協議いただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長からご報告申し上げます。

○狭間室長

それではご報告申し上げます。はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として井上道委員、部会長代理候補として井上周子委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げましたとおり、部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方にご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川補佐

ありがとうございます。それでは部会長に井上道委員、部会長代理に井上周子委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

○吉川補佐

それでは、井上部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○井上部会長

ただ今、部会長に選出いただきました井上でございます。できる限りスムーズな議事進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと考えておりますので、何卒、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず、事務局の方から本日の資料の説明をお願いします。

○坂本賃金指導官

はい。資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、はん用機械器具等製造業最低賃金に関わる個別資料で

ございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項についてご説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1・通し番号の1ページの「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。既にご承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、労使関係の自主性を尊重して設定されるものであり、最賃法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がありますが、本はん用機械器具等製造業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましてはこの点にご留意頂ければと思います。

次、二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項についてご説明いたします。共通資料No.4・通し番号5ページ「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2・通し番号13ページ「運営小委員会座長報告」記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号の25ページ「令和2年度最低賃金審議経過一覧」を御覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から3列目にはん用機械器具等製造業がでございます。令和2年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額1円、時間額935円の答申を頂いております。

続きまして共通資料No.8・通し番号26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

す。

○狭間室長

続きまして、広島県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきましてご説明いたします。

別冊資料No.2・通し番号の2ページは、現行の広島県はん用機械器具製造業最低賃金の内容です。4番に書いてございますように時間当たり935円、発効日は令和2年12月31日でございます。

続いて、3ページを見ていただけますか。3ページ以降37ページまで最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するののかということを示したものを併せて添付しております。

少し飛びますけれど、40ページ、資料No.3でございます。こちらは、昨年の全国のはん用機械器具等製造業関係の最低賃金の一覧表です。全国ではん用機械器具等製造業の特定最低賃金を設定している都道府県が示されております。また、昨年度の審議経過もお示しております。

別冊資料No.4・通し番号41ページからは、広島県内で実施したはん用機械器具等製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で本年5月から7月にかけて、広島県内の事業所に対して通信調査を実施して取りまとめたものです。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業については1人～99人規模の事業所、それ以外の業種につきましては1人～29人規模の事業所を対象とする母集団から無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査としております。全数調査ではありませんので集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。なお、調査対象とした賃金については、令和3年6月支払い分の賃金でございます。

通し番号46ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは各規模別の第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数を表しておりますが、これらはデータとして集めました各労働者の時間額を低い順番から並べまして、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。

続いて47ページをご覧ください。こちらは時間額と労働者累積人数のグラフとなります。横軸が時間額を10円刻みで表しています。1,100円以上については100円刻みとなります。左縦軸がその賃金帯に属する労働者数であり、棒グラフで表しております。また、右の縦軸の折れ線が労働者数の累計を示しております。

通し番号48ページがはん用機械器具等製造業の特定最低賃金額と本調査の平均賃金額の推移を表しております。

通し番号50ページが事業所規模別の未満率となります。未満率と申しますのは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額935円を下回っている労働者の比率を示しています。

続いて、51ページをご覧ください。こちらが最低賃金引上げ試算表です。これは最低賃

金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃額935円を1円引き上げると9.0%の労働者に影響が出る、つまり最賃を下回ることとなります。

次の52ページをご覧ください。平成15年度からのはん用機械器具等製造業最低賃金の引上げ額と未満率、そして影響率の一覧表です。説明は以上でございます。

○井上部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から資料について説明いただきましたけど、何か御意見・御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○井上部会長

それでは、他府県の結審状況がわかれば教えていただきたいので、事務局から御説明をお願いします。

○狭間室長

それでは、皆様のお手元にA4 1枚もので「令和3年度全国のはん用機械器具等製造業関係の最低賃金一覧表」をお配りしておりますのでご覧ください。これは、機械器具製造業の最低賃金を設定している局毎の状況となっております。右側の黒い枠線で囲んだところに引上げ額が決まれば、金額をお示しして皆様に随時お知らせしたいと思っています。

本日現在分かっているところについて申し上げます。

大阪府で専門部会の決議が出ております。引上額29円、時間額997円、9月15日に全会一致で結審しております。兵庫県、引上額16円、時間額960円で9月28日に全会一致で結審しております。

また、表の中に横線を引いているところがございますけれど、こちらは今年度金額審議に進まなかったところでございます。改正申し出があったのですが、改正必要性はなしで金額審議に進んでおりません。

その他、三重県と京都府につきましては、改正の申し出自体がなかった、ということがあります。長崎についても改正必要性が認められず、金額審議には進んでいないということです。以上でございます。

○井上部会長

ありがとうございました。それでは、広島県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思っております。各側、意見表明の前に個別の協議必要でしょうか。使側は必要ですか。労側はいかがですか。

(使側、必要との表現あり)

○ 国友委員

特にこちらはいいです。

○井上部会長

使側の方は、別室の方へ移っていただいて御協議いただきたいと思います。時間はどれくらい必要ですか。

○ 池久保委員

10分から15分程度お願いします。

○井上部会長

それでは御案内をお願いします。

(使側、個別協議)

○ 井上部会長

それでは、お戻りいただきましたので、審議を再開したいと思います。ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず、労働者側からお願いします。

○ 国友委員

はい。まずもって今年も専門部会改めまして、このはん用機械の方、審議の改正必要性ありということでご開催いただきまして本当にありがとうございます。イニシアティブをとりながらですね、しっかりと話し合っている結果ができればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。このはん用機械、産業機械の取り巻く環境についても2021年度の見通しを見ましても、内需についてはコロナ禍で先送りされていた工場や機械の自動化や省力化の投資や省エネ再生化エネルギーの導入について、緩やかに回復していくんじゃないかなというふうに見られていますし、医薬品や自動車、半導体関連の設備投資が引き続き増加するのではないかなというふうに見込んでおります。

一方、外需についても、コロナのワクチンの普及や各国の経済対策の効果で、世界経済が徐々に回復をしていくのではないかなということで、産業機械の受注も緩やかに回復していくんじゃないかなというふうに考えています。昨日、ちょっと海外向けの機械工作メーカーさんの方へ訪問した時に、非常に海外の方は活発に動いているというところもお話をされていまして、海外については国内よりも少しまだ状況が良くなっているのかな、というふうなところを聞いてきたところです。そういうところからですね、是非お願いしたいなというふうに思いますし、そんな中で色々考えた時に、回復と言いましても、依

然コロナ禍だということだと思えます。そんな中で特定最賃の引上げということですが、昨年からも、ずっと確かに経済は落ち込んでいるというところは事実なのだろうなというふうに感じています。しかしながら、やはりこれもある程度ウイズコロナ、アフターコロナという中で、回復はしていかないとならないというふうには、それはもう労使ともに共通の認識ではないかなというふうに考えていますし、そんな中でどういうふうに経済を回復していくのかなと、最近少しテレビとか新聞とかを見ていると、やはり経済の回復というのは個人消費が一番であるということをよく言われております。その中でやはり賃金を上げていかなければ、経済は回復していかないとというふうに考えておりますので、そんなところからも是非賃金を上げていこう、というところで、前向きな意見を交換したいなというふうに考えております。2点目につきましては、地賃との優位性の確保ということにつきまして、やはり、はん用機械のこの業界というのは、なかなか熱い、厳しい、汚いというかですね、一般のところと比べて、やはりそういう厳しい環境の中での業務があるということと、1年では、なかなか一般の一人前の仕事が出来ない、やはり熟練するまでに相当程度の年数、日数を必要とするというような業種であるということから、やはり継続的に雇用、安心して働ける環境でなければならない、というところを重要視するために、やはりその分については賃金を上げてですね、長くこの会社にいれば安心して働ける、安心して生活出来るなというような状況を賃金の方から作り出さなくてはならないというところから、ある程度の水準、地賃よりもやはり高い水準での賃金が必要であるというふうに考えております。それから、3点目としてその賃上げについても、やはり改善を踏まえた格差改善ですね、踏まえた引上げというところで考えますと、やはり今限度とする労働組合があるところにつきましては、我々のところでも、去年、おととしとコロナ禍の中での春闘の交渉をさせていただきましたが、ある程度一定の、いわゆる構造維持、定期昇給プラス改善分は確保しているという部分もありますので、そういうところからですね、やはり未組織の労働者の、同じ業種で働く仲間にも同様のですね、賃金の引上げが必要であるのではないかなというふうに考えておりますので、その辺も踏まえて、今回このはん用機械の特定最賃の賃上げの審議に臨んでいきたいというところを今のところ考えております。後は特に、そうですね、そういうところを考えながらですね、誠意をもってですね、話し合いをしていけたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 井上部会長

ありがとうございます。

○国友委員

あと、ちょっと別の委員の二人からも、自分のところの単組の、自分のところの状況など少し説明させていただければと思っております。

○井上部会長

はい。よろしく申し上げます。では、どちらから。田村委員からお願いいたします。

○田村委員

はい。私の方からも意見を述べさせていただきたいと思います。一部、重複するところがありますが、よろしく申し上げます。昔に比べますと機械設備の導入や自動化は進んできてはいるものの、まだまだ最後は人の手に頼らざるを得ない状況にあります。作業環境面におきましても、大きな設備、それから製品を扱う職場も多くありまして、常に注意を払って作業する必要があるとして、危険と隣り合わせの作業が多くあります。加えて屋外での作業もありまして、夏は日差しの強い中、冬は厳しい寒さの中での作業、それから溶接や塗装職場におきましては、粉塵等のリスクもありまして、厳しい環境の下で業務を行っております。働く環境は決して恵まれているものではございません。また現場での業務につきましては、特殊な作業も多くありまして、一定期間の教育や訓練が必要で、高度な技能、技術が求められるのがこの業種かと思っております。そうした中、人材確保についてですが、今労働力人口が減っていく中で、この産業、これからの担い手に引き継いでいくためにも、優秀な人材を確保することが重要と考えております。そのためには納得できる労働条件であることが不可欠でございます。作業環境の改善を図っていくことは、労働者の安全を守る上で当然のことではありますが、一方で賃金においては先ほどもお話がありましたが、組合のある企業につきましては、労使交渉の中で、厳しい環境にありましても、賃金に対する処遇改善は進んでいることと思っております。組合の無い企業の労働者につきましては、同じ作業環境の中で働いていても、個人での賃金交渉はなかなか難しいですし、賃上げはされにくく、賃金格差は広がっていくことにも繋がりがかねません。そうした格差を広げることなく、働いた対価を賃金に反映して労働者のモチベーションを維持向上に繋げるとともに、求人の際には選ばれるはん用機械産業にしていく必要があると私は考えます。つきまして、私は人材確保をしていくためにも、重要な方策はまず賃金であると考えております。以上、私の意見でございます。

○井上部会長

はい。ありがとうございます。

○薮本委員

はい。私の方からも、はん用機械産業を取り巻く環境ということで、少しお話させていただければと思います。工作機械、これは当社の話になるのですが、工作機械関連業界向けにおきましては、市場全体では経済改革が進み、回復基調で推移してきてまいっております。内需につきましても、緊急事態宣言の発令や半導体不足による影響が懸念されましたが、政府が新型コロナウイルス感染症対応の施策が寄与したこともあり、緩やかな回復傾向となりました。外需では、ワクチン接種や景気対策が追い風となったことで、積極的な設備投資が続いており、半導体向けや自動車向けの需要が増加してまいっております。自動車関連業界向けにおきましては、中国を中心に市場回復の兆しが見えつつありましたが、世界的な半導体不足による生産量の落ち込みや原材料の価格高騰等により、先行

き不透明な状況で推移してきております。また農業機械、建設機械関連業界向けにつきましては、北米を中心に市場が活性で活況であり、好調に推移しております。また新型コロナウイルス感染症の影響により、その時々への厳しさはありますが、昨年同時期の経済状況とは大きく変化してきていると認識しております。ただ、その一方で、家庭の消費は、生活必需品の値上げ、衛生用品などコロナ対策への出費の増加等、これらが労働者の生活を直撃するものであり、特に最低賃金が適用されている非正規労働者や未組織労働者は、一定程度の特定最賃の引上げがなければ、生活が立ち行かないという懸念もあります。技術レベルの向上、多能工に対応できる人材の確保も重要ですし、機械器具等製造業の業界の知名度を上げることも重要と考えております。コロナ禍という特殊要因もありますが、少子高齢化、人口減少による労働力人口の減少を構造的な人材不足の問題は変わりなく存在していると思っております。適正な最低賃金の引上げによる地賃との優位性の確保、更には隣県、業種、業界において、広島県の優位性と言いますか、魅力のある業種の維持ということを考えつつ、最低賃金の引上げに向けて交渉の方を行わさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私の方からは、以上でございます。

○井上部会長

ありがとうございました。では、労側からの意見をいただきましたので、使用者側からの意見をよろしくお願いいたします。

○巢守委員

はい。それでは、まず基本的な考え方を私、巢守の方から説明させていただきたいと思えます。今、我々の一番の不安材料は、新型コロナウイルスの感染症問題です。今年になってワクチンの接種が本格的に始まり、当社はコロナ収束への期待感がありましたが、感染力が強いデルタ株の流行により足元の景況感は、極めて厳しく、また先行きの見通しも立たない、こういう正に危機的な経済情勢が続いております。現在、本県も緊急事態宣言の対象都道府県に指定されており、ようやく解除が報告されていますけれども、今後も予断を許さないという状況が続くと思われます。したがって、我々を取り巻く状況は昨年度よりは悪化をしているという実感があります。因みに広島商工会議所の景気観察では、景況、生産額、売上額、資金繰り、採算など全項目で8月は大幅に下振れをしております。また、向こう3か月の先行き見通しもマイナスとなっております。このような厳しい経営環境の中、特に経営基盤の弱い中小零細企業や小規模事業者は、ぎりぎりのところで企業計画を行っており、今は会社を潰さないということで精一杯だというふうに思っております。確かに、企業経営者としては賃金と雇用を両立させることは重要であると考えておりますけれども、この厳しい状況を思えばですね、とても賃金を上げる余力などなく、逆に雇用を守るためには、強制力のある特定最賃をですね簡単に引き上げるべきではないというふうに考える次第です。従って、今後も当面は先行きの見通せない状況が続くと考え、企業においては事業の存続と雇用の維持を最優先として考えるという、そういう認識のもと、使側としては基本的には引き上げる要素は無いという風に思っております。私からは、以上です。

○井上部会長

ありがとうございました。

○川本委員

それでは、私の方から、業界の状況について、御説明させていただきます。先ほどからですね、皆様の方からもお話がありました通り、昨年の中頃ですと、非常にコロナの先行きも不透明で、ワクチンの話もなかなか進まずということで、企業としてはですね、生きるか死ぬかというお話をさせていただいたかと思います。それから1年経ちまして、ワクチンを半分以上の人が打っているということでございますけれども、先ほどもお話がありました通りに、今後ですね、状況というのは、まだまだ見通せない状況というのがありますというところでございますので、政府、それから色々な経済指標を見ますと、もう今は過ぎましたが、夏ごろにかけては、春から夏にかけては、先行きの回復基調というお話がありましたけれども、直近の状況では経済の回復基調は、冬以降になるのではないかというのが大方の予想となってきました。これにつきましてはですね、今、私共の業界では、やはり国内の需要は非常に回復が遅れているというところ、これについては、まず半導体のお話もあります、それから、資源が非常に高騰しているというところ。石油に始まって鉄鋼製品それから色々な部品が海外から入ってきたり輸入したりする物も非常に値上がりをしているということで、原材料費が相当逼迫しております。これに伴ってですね、それを価格に転化できればいいのですけれども、なかなかそこまで出来ていないというのが現状でございます。更にですね、これらの製品はほぼ海外向けということで、国内の方というよりも海外に出す方が多いと。海外においては、今東南アジア、タイとかベトナムでは、ほぼロックダウンの状態ということで経済が動いていない。部品も買いますし、お客様もいらっしゃいます。そういったところに今度は持って行けなかったり、我々が行けなかったということで、更にですね、そういった不安定な状況というのはいつまで続くのか、それから今後どうなっていくのかというのも今現在不透明な状況でございます。このような中ですね、昨年に比べて多少は良くなっている中ですが、先行き、今後ですね、非常に不安が映るというのが今の企業の状況でございます。更にですね、従業員それから、今働いておられる方において今後ですね、やはり今声高に叫ばれております、労働環境の改善とか、それからAI、IoTの投資とか、こういったところで今の、今後の強靱化、省力化に向けてですね、やはり企業としてはやはり努力をしていかないといけない。これは先行き待った無しの状況なので、こちらの方の投資とかですね、色々ところで費用もかかってきております。こういった人に対する投資は、各企業はそれぞれ努力をしておるところでございますので、こちら辺の改善についても、皆様も実感をいただいているところもあるのではないかなというふうに思います。

今後につきましてですね、企業については存続、それから一日も早い回復を祈りつつ、今の、これ以上落ちない努力をしているという状況にあるということをお理解いただければというふうに思います。以上でございます。

○井上部会長

はい、よろしいですか。では、双方からご意見を頂戴いたしましたですけれども、それぞれ相手側に対するご質問とか、少し踏み込んだ何か御意見あれば、いただきたいのですけれども、どうでしょうか。労働者側から使用者側委員の方にお伺いしたいこととかありますでしょうか。

○国友委員

よく言われる、その原材料費の値上がり、これは重々承知をして、私単組の方からいっばいその話を聞くのですが、そこをなぜ価格転嫁出来ないのかなど。経営者の方、皆さんに上げる、材料費のアップから、賃金を上げられないという話もよく聞くのですけれども、当然そういうところの原価が上がれば、それは製品価格に反映させるべきではないかなというふうに、基本的に私は考えておるわけで、当然競争相手がありますから、というところで、なかなか上げられないというのも十分承知をしておるのですが、やはり同業他社についても原材料は上がっているわけですから、そのところに大差はないと思うので、そういうところも少しちょっと発想転換していただいて、そういうのが上がったら当然自分のところの企業の製品も上がっていくというのも、そういうところと、原材料と所謂人件費というのは同じように僕らは考えているので、当然人件費が上がれば、製品価格に転化していくんだという発想をですね、少し持っていただけるように努力をしていただければなというふうに感じておりますので、少しお汲み取りをいただければと思っております。

○川本委員

思いは一緒なのですが。仰るとおりで、競争相手があるということ、それから業界の特性というのか、やはり一般消費者向けでは無いというところで、やはり相手側の企業ですよね、売り手が。そうすると、やはりなかなか思うようには価格を上げてもらえないというところはございます。それと原材料費については、やはり海外からの輸入品とか、こういったものの値上がりはご承知の通りで、何割とかではなくて、何倍とかという数字になっているので、ちょっと消費者の努力で、何とかなるものではなくて、今非常に各社さんとも苦しんでいるというのはご承知の通りだと思います。全然、製品転化が全く出来てないとは言いません。出来る努力はしていますし、営業部隊は、やはりお客様に上げていただくようお願いをして廻っておりますけれども、なかなか思うようにはいかない。お客様の都合もございますので、何年かかけてやっているというのが実情です。そういったところで遅れているというのも事実でございます。跳ね上がり方が余りにも大きくて、そこに付いていけないというのが事実だと思っております。

後は仰っていただいている通り、競争相手が世界中ですので、通貨だとかそれぞれの国の

事情で、ライバル企業が違いますので、なかなか思う通りにはいかにとというのは、その辺り我々も苦労しているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○井上部会長

使用者側の方から、労側の方へ何か是非確認したいとか、ご質問等ございますか。よろしいですか。

○井上部会長

今後の進行なのですが、具体的な金額のご提示とかご検討いただけるのであれば、審議を継続いたしますけれども。今日の時点で、具体的なご提示があればお願いします。

○国友委員

金額提示の方なのですが、もうちょっと今日いただいた資料、県の流れというものもあるので、ある程度の準備はしているのですが、余りにもここと掛け離れた数字ではいけないと思うので、ちょっと次回に提示させていただければと思ひます。労側としては、二回目の冒頭でということで、お願い出来たらなと思ひます。

○井上部会長

はい。承知いたしました。使側の方は、今日の金額提示ございますか。

○池久保委員

いたしません。

○井上部会長

はい。わかりました。それでは具体的な金額提示というのは第2回の審議会の冒頭でお願いしますということで、よろしくお願いします。それでは、今日の具体的な審議はこれまでとして、今後のことについて事務局の方からご説明をいただければと思ひます。

○吉川補佐

それでは、日程についてご説明をさせていただきます。次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただきますして、今回は、10月18日（月曜日）、13時から4号館2階11号会議室での開催を予定しております。その次は10月28日（木曜日）9時30分の予定となっております。

○井上部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、次回の開催は、ご案内にありましたように10月18日、月曜日、13時から11号会議室で開催でございます。皆様の方日程の確保をよろしくお願いいたします。そのほか、何かお聞きになりたいこととかございますでしょうか。

(発言なし)

○井上部会長

事務局はいかがでしょうか。

○賃金室長

ございません。

○井上部会長

ありがとうございます。それでは、ここまでとさせていただきます。

次回の審議はですね、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」第5条但し書きの審議を公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがあると判断いたしますので、次回の審議は非公開とさせていただきます。ご了承ください。それでは、本日の専門部会は、閉会させていただきます。

皆様、お疲れ様でございました。